

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集4-1-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 揖斐川町長 岡部 栄一			(所在地) 揖斐川町三輪133番地		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢(齢級)						
1	揖斐川町小津	1891番地1	121-ホ-22	山林	10	スギ その他L	55年生	2022. 6. 30	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで(2033. 3. 31)	乙は、存続期間中に間伐又は主伐を1回実施することとし、主伐を実施した箇所については、原則として揖斐川町森林整備計画に基づき植栽及び保育を行う。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。また、病虫害及び気象害の確認のため、年1回以上の林道から目視による巡視を行う。	経営管理実施権は設定せず、経営管理権に基づき乙が実施する間伐又は主伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。なお甲の負担金等も発生しない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集4-1-2	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 揖斐川町長 岡部 栄一				(所在地) 揖斐川町三輪133番地			
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)				(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
番 号	所 在	地 番	林 班	地 目	面 積㎡	現 況 樹 種	現 況 林 齢 (齡級)								
1	揖斐川町小津	1892番地1	121-ホ-21	山林	77	スギ その他L	57年生	2022. 6. 30	経営管理権を 設定した日を含 む年度の翌年 度の初日から 起算して10年 を経過する日 まで (2033. 3. 31)	乙は、存続期間中に間伐又 は主伐を1回実施すること とし、主伐を実施した箇所 については、原則として揖 斐川町森林整備計画に基づ き植栽及び保育を行う。な お、施業の実施にあたって は、生物多様性に配慮する ものとする。また、病虫害 及び気象害の確認のため、 年1回以上の林道から目視 による巡視を行う。	経営管理実施権は設定せず、経営管理 権に基づき乙が実施する間伐又は主伐 の結果生じた木材の販売による収益は 乙のものとし、乙が経営管理を行うた めに要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対し て金銭の支払は 行わない。なお 甲の負担金等も 発生しない。	経営管理権 設定区域は 別添図面 とおり		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢 (年齢)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 揖斐川町三輪133番地 揖斐川町長 岡部 栄一 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 [REDACTED] [REDACTED] 印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集4-1-3	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 揖斐川町長 岡部 栄一			(所在地) 揖斐川町三輪133番地		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢(齢級)						
1	揖斐川町小津	1897番地	121-ホ-20	山林	119	タケ	—	2022. 6. 30	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで(2033. 3. 31)	乙は、存続期間中に間伐又は主伐を1回実施することとし、主伐を実施した箇所については、原則として揖斐川町森林整備計画に基づき植栽及び保育を行う。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。また、病虫害及び気象害の確認のため、年1回以上の林道から目視による巡視を行う。	経営管理実施権は設定せず、経営管理権に基づき乙が実施する間伐又は主伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。なお甲の負担金等も発生しない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢 (年齢)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所 揖斐川町三輪133番地</p> <p>住 所 XXXXXXXXXX</p> <p>揖斐川町長 岡部 栄一 印</p> <p>XXXXXXXXXX 印</p>
--	---

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集4-1-4	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢(年齢)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	揖斐川町小津	1898番地	121-ホ-18 121-ホ-19	山林	317	スギ ヒノキ	57年生	2022. 6. 30	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで(2033. 3. 31)	乙は、存続期間中に間伐又は主伐を1回実施することとし、主伐を実施した箇所については、原則として揖斐川町森林整備計画に基づき植栽及び保育を行う。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。また、病虫害及び気象害の確認のため、年1回以上の林道から目視による巡視を行う。	経営管理実施権は設定せず、経営管理権に基づき乙が実施する間伐又は主伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。なお甲の負担金等も発生しない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり	
2	揖斐川町小津	1907番地	121-ホ-17-1 121-ホ-17-2	山林	119	スギ	72年生	同上						

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集4-1-5	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 揖斐川町長 岡部 栄一			(所在地) 揖斐川町三輪133番地		
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	地 目	面 積㎡	現 況 樹 種	現 況 林 齢 (齡級)						
1	揖斐川町小津	1908番地1	121-ホ-15- 1 121-ホ-15- 2 121-ホ-16	山林	926	スギ その他L	65~92 年生	2022. 6. 30	経営管理権を設定した日を含み年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで (2033. 3. 31) 乙は、存続期間中に間伐又は主伐を1回実施することとし、主伐を実施した箇所については、原則として揖斐川町森林整備計画に基づき植栽及び保育を行う。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。また、病虫害及び気象害の確認のため、年1回以上の林道から目視による巡視を行う。	経営管理実施権は設定せず、経営管理権に基づき乙が実施する間伐又は主伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。なお甲の負担金等も発生しない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢 (年齢)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所 揖斐川町三輪133番地</p> <p>住 所 XXXXXXXXXX</p> <p>揖斐川町長 岡部 栄一 印</p> <p>XXXXXXXXXX 印</p>
--	---

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集4-1-6	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢(齢級)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	揖斐川町小津	1927番地3	121-ホ-11	山林	310	ヒノキ	92年生	2022. 6. 30	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで(2033. 3. 31)	乙は、存続期間中に間伐又は主伐を1回実施することとし、主伐を実施した箇所については、原則として揖斐川町森林整備計画に基づき植栽及び保育を行う。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。また、病虫害及び気象害の確認のため、年1回以上の林道から目視による巡視を行う。	経営管理実施権は設定せず、経営管理権に基づき乙が実施する間伐又は主伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。なお甲の負担金等も発生しない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり	
2	揖斐川町小津	1928番地1	121-ホ-12 121-ホ-13-1 121-ホ-13-2	山林	885	タケ その他L	92年生	同上						

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集4-1-7	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢(齢級)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	揖斐川町小津	1943番地	121-ホ-10-1 121-ホ-10-2	山林	396	スギ その他L	59年生	2022. 6. 30	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで(2033. 3. 31)	乙は、存続期間中に間伐又は主伐を1回実施することとし、主伐を実施した箇所については、原則として揖斐川町森林整備計画に基づき植栽及び保育を行う。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。また、病虫害及び気象害の確認のため、年1回以上の林道から目視による巡視を行う。	経営管理実施権は設定せず、経営管理権に基づき乙が実施する間伐又は主伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。なお甲の負担金等も発生しない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢 (年齢)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 揖斐川町三輪133番地 揖斐川町長 岡部 栄一 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 [REDACTED] [REDACTED] 印

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集4-1-8	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 揖斐川町長 岡部 栄一			(所在地) 揖斐川町三輪133番地		
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等 に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われ べき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積㎡	現況 樹種	現況 林齢 (年齢)						
1	揖斐川町小津	1945番地1	121-ホ-6	山林	2,105	スギ その他L	72年生	2022. 6. 30	経営管理権を 設定した日を含 む年度の翌年 度の初日から 起算して10年 を経過する日 まで (2033. 3. 31)	乙は、存続期間中に間伐又 は主伐を1回実施すること とし、主伐を実施した箇所 については、原則として揖 斐川町森林整備計画に基づ き植栽及び保育を行う。な お、施業の実施にあたって は、生物多様性に配慮する ものとする。また、病虫害 及び気象害の確認のため、 年1回以上の林道から目視 による巡視を行う。	経営管理実施権は設定せず、経営管理 権に基づき乙が実施する間伐又は主伐 の結果生じた木材の販売による収益は 乙のものとし、乙が経営管理を行うた めに要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対し て金銭の支払は 行わない。なお 甲の負担金等も 発生しない。	経営管理権 設定区域は 別添図面 とおり
2	揖斐川町小津	1945番地2	121-ホ-7	山林	244	スギ その他L	72年生	同上					
3	揖斐川町小津	1967番地	121-ホ-6 121-ホ-8	山林	1,487	スギ その他L	106年生	同上					
4	揖斐川町小津	1997番地1	121-ホ-5 121-ホ-6	山林	176	スギ その他L	65~72 年生	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢 (年齢)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所 揖斐川町三輪133番地</p> <p>住 所 XXXXXXXXXX</p> <p style="text-align: right;">揖斐川町長 岡部 栄一 印</p> <p style="text-align: right;">XXXXXXXXXX 印</p>
--	---

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集4-1-9	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称) 揖斐川町長 岡部 栄一			(所在地) 揖斐川町三輪133番地		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積㎡	現況樹種	現況林齢(齢級)						
1	揖斐川町小津	1998番地1	121-ホ-3 121-ホ-4	山林	124	クスギ	70年生	2022. 6. 30	経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで(2033. 3. 31)	乙は、存続期間中に間伐又は主伐を1回実施することとし、主伐を実施した箇所については、原則として揖斐川町森林整備計画に基づき植栽及び保育を行う。なお、施業の実施にあたっては、生物多様性に配慮するものとする。また、病虫害及び気象害の確認のため、年1回以上の林道から目視による巡視を行う。	経営管理実施権は設定せず、経営管理権に基づき乙が実施する間伐又は主伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。	乙から甲に対して金銭の支払は行わない。なお甲の負担金等も発生しない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	地目	面積 m ²	現況 樹種	現況 林齢 (年齢)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	

<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所 揖斐川町三輪133番地</p> <p>住 所 XXXXXXXXXX</p> <p>揖斐川町長 岡部 栄一 印</p> <p>XXXXXXXXXX 印</p>
--	---

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除して事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（13）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲の求めに応じて販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(10) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(13) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(14) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。